

## 第4次宮崎市病院事業経営計画検証会議体設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、令和3年3月に策定した第4次宮崎市病院事業経営計画(以下「計画」という。)の実施状況等について、幅広い視点から点検及び評価を行うための第4次宮崎市病院事業経営計画検証会議体(以下「検証会議体」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画に掲げた項目の点検及び評価に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。

### (設置期間)

第3条 検証会議体の設置期間は、本要綱施行の日から令和9年3月31日までとする。

### (会議)

第4条 検証会議体の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 検証会議体には座長を置き、座長には宮崎市健康管理部長を充てる。
- 3 座長は、検証会議体を代表し、その会務を総理する。
- 4 座長が何らかの事由により欠けるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 会議は、委員の半数以上の出席をもって開催できる。

### (開催時期)

第5条 検証会議体の会議は、必要に応じて座長が招集し、少なくとも年1回以上開催するものとする。

### (開会方法の特例)

第5条の2 座長は、必要と認める場合には、書面による開催又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法(以下、オンラインという。)により開催することができる。

- 2 委員がオンラインによる出席を希望する場合、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、宮崎市健康管理部保健医療課において処理する。

(検証結果の公表)

第7条 会議は、毎年度の検証結果について、本市ホームページ等により市民へ公表するものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬については、宮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第37号）第2条の規定に基づき、「その他の特別職の職員」として日額8千円とする。ただし、出席した会議の時間が2時間未満のときは、日額で定める額の2分の1の額とする。

附則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職	備考
宮崎市健康管理部長	座長
宮崎市田野総合支所長	
宮崎市立田野病院長	
宮崎大学医学部事務部長	
宮崎市郡医師会長	
古賀総合病院事務局長	
田野地域自治区地域協議会長	
田野地区民生委員児童委員協議会長	